

# 生徒心得

## 1 一般心得

- (1) 学習は生徒の本分です。自発的、計画的に学習しよう。
- (2) 授業だけでなくホームルーム活動、生徒会活動、部活動など何事にも積極的に挑戦しよう。
- (3) 他人の気持ちを思いやる心を持ち、誰にでも感謝する気持ちを大切にして生活しよう。
- (4) 服装は常に端正であるように心がけ、礼節をわきま常に高校生らしい気品ある生活態度を保持しよう。
- (5) いつでも、面接や入学・入社試験に臨めるような規律ある態度で生活しよう。
- (6) 高校生としての良識に反する行動は慎もう。特に暴力、飲酒、喫煙等法律に反する行為は絶対にしない。

## 2 校内生活

- (1) 登校は8時15分までとし、下校時刻は16時30分とする。また、次の場合は関係職員の許可を得る。
  - ただし、許可を得た場合も、原則平日20時、休日18時までには下校する。
  - ア 下校時刻を超えて部活動や講習、模擬試験、自習を行う場合。
  - イ 祝祭日及び土、日曜日に校舎、施設を使用する場合。
  - ウ 長期休業中に校舎、施設を使用する場合。
- (2) 授業では落ち着いた学習環境を保持するとともに、一時間一時間を大切にして勉強に取り組む。
- (3) 考査は不正な行為を行わず、厳正な態度で受験しよう。
- (4) 登校してから下校までの間は、原則として校外へ外出しない。外出の必要がある場合は、ホームルーム担任に届け出る。
- (5) 休日の登校・他校訪問・対外行事参加は、原則日常の校内生活と同様とする。
- (6) いかなる場合も、無断で休んではいけない。やむを得ない事由により欠席、遅刻、早退、忌引き等をする場合は、ホームルーム担任へ事前に届け出る。なお、忌引き、法要の日数は次の通りとする。
  - ア 忌引き
    - ・父母…7日以内
    - ・祖父母・兄弟・姉妹・同居親族…3日以内
    - ・その他の親族…1日
  - イ 法要
    - ・父母・祖父母・兄弟・姉妹…1日
- (7) 自宅外通学（下宿）をする者及び住所を変更した場合は速やかにホームルーム担任へ届け出る。
- (8) 所持品には氏名学年番号を明記する。また、貴重品の保管には特に注意する。
- (9) 学習活動に不要な物品の校内への持ち込みは禁止する。

- (10) ロッカーはきれいに使い、持ち物の管理は自己の責任で行う。
- (11) 紛失・遺失・拾得した場合は、ホームルーム担任に届け出る。
- (12) 校舎・用具を破損した場合は、ホームルーム担任に申し出る。
- (13) 校内に掲示、貼紙等をする場合は、生徒指導部の許可を得る。
- (14) 校内にて集会等を行う場合は、学校長の許可を受ける。

### 3 校外生活

- (1) 校外においても、常に高校生としての自覚を持ち、他人の迷惑となる行為はしない。
- (2) 外出の際は、必ず行き先を家族に連絡する。やむを得ず外泊する際は、保護者等の承諾を得る。
- (3) 外出の際は、身分証明証を携帯する。
- (4) 保護者等が同伴する場合を除き、外出時間は21時までとする。  
※午後11時～午前4時までは警察の補導対象となる。
- (5) アルコール飲料を主とする飲食店、パチンコ店、場外馬券場等、高校生にふさわしくない場所への立ち入りは禁止する。
- (6) 交通道德や交通規則を守り、交通安全と事故防止を心がける。
- (7) 休業日や放課後にアルバイトをする場合は、ホームルーム担任へ届け出をして事前に保護者、ホームルーム担任及び生徒指導部の指導を受ける。

### 4 服装

- (1) 通学および他校訪問等公式の場においては、本校指定の制服を着用する。やむを得ず制服で通学できない場合は、生徒指導部の許可を受ける。
- (2) 正規服装は本校指定の制服とし、下記のように定める。
  - ア シャツは白のワイシャツまたはブラウスとする。
  - イ スラックスタイプでは指定ネクタイを着用する。希望者はブレザーの内側に本校指定のセーターかベストを着用してもよい。
  - ウ スカートタイプでは指定リボンおよび本校指定のセーターかベストを着用する。
  - エ スカートタイプでのソックスについては指定のソックスを正規とするが、全校的行事以外は、無地のソックス（色は「茶」「白」「黒」「紺」「グレー」）及び無地のストッキング（色は「ベージュ」「黒」）の着用を可とする。
  - オ ブレザーの内側に指定以外のカーディガン等を着用することは認めない。
  - カ 上靴は、本校指定のものを使用する。
  - キ 6月1日から9月30日の間は夏季略装期間とし、ブレザー及びベストの着脱は任意とする。
  - ク 10月1日から5月31日の間は正規服装期間とし、ブレザーを着用する。
- (3) 外靴は、サンダル及びハイヒールなどの使用は禁止する。
- (4) 髪は清潔にして端正であること。染色、脱色、パーマ等の加工は禁止する。
- (5) 装飾品は、一切身につけてはならない。
- (6) オーバーコート、帽子、マフラー類は校外で着用するものとし、色や型とも華美にならないようにする。

## 5 災害等

- (1) 災害時等の対応については下記の通りとする。
  - ア 通常登校日において、災害等で登校できない状況にある時は、ホームルーム担任に連絡を入れ、無理に登校せず自宅で学習する。
  - イ 長期休業中や土曜日・日曜日・祝日等登校しない日に不測の事故等があった場合には、ホームルーム担任へ連絡を入れる。
- (2) 登校時に火災や自然災害によって避難指示が出た場合は、教員の指示に従い速やかに避難する。
- (3) 防災機器には、緊急時を除き絶対に触れない。

## 6 届出等

- (1) 次に示す事項は事前に保護者等より電話等で担任まで申し出る。  
欠席、遅刻、欠課、早退、忌引き
- (2) 次に示す届出は学校に所定の用紙があるのでそれを利用する。  
身上等変更届、下宿通学届、携帯電話・スマートフォン等持ち込み届、自転車通学届、進学・就職欠席届
- (3) 次に示す願では、学校に所定の用紙があるのでそれを用いること。  
休・退・復学願、転学願、アルバイト許可願、身分証明書再発行願、自動車学校入校許可願
- (4) 通学証明書、成績（見込）証明書、在学証明書、卒業見込証明書等の交付申請は別に定めるところによる。
- (5) 通学に関わる学生割引証の発行については、事前に事務から指定の用紙もらい所定の手続きを行う。

## 7 指導

- (1) 生徒心得に対する指導への改善が見られない場合、保護者等同席の上、今後の指導について説明・確認を行うことがある。

### 付 則

この規定は平成16年6月10日から施行する。

平成17年6月9日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成29年4月4日 一部改正

令和5年3月22日 一部改正 令和5年4月1日より施行